

国立大学法人東京医科歯科大学 M&D データ科学センター規則

〔 令和2年4月1日
規則第52号 〕

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第27条に基づき、M&D データ科学センター（以下「センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、大学内の各組織と連携して、メディカルデータ科学研究を推進し、その研究成果等を基盤とした教育プログラム開発を行うことにより、健康長寿社会の実現に寄与する統合先制医歯保健学の世界的教育・研究拠点を形成することを目的とする。

（センターの構成）

第3条 センターに、前条の目的を達成するために、次に掲げる部門を置く。

- (1) AI・ビッグデータ研究部門
- (2) 生体多元情報研究部門
- (3) データ科学アルゴリズム設計・解析部門
- (4) メディカル統計数理研究部門
- (5) データ科学 ELSI 研究部門
- (6) インテリジェントホスピタル部門
- (7) データ科学戦略開発部門
- (8) ヘルスインテリジェンス部門

（センターの業務）

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 多元情報に基づく次世代バイオメディカル研究の推進に関すること。
- (2) メディカルデータ科学教育のプログラム開発に関すること。
- (3) 戦略的産学連携の推進に関すること。
- (4) インテリジェントホスピタルの実装化の推進に関すること。

（センター長・副センター長）

第5条 センターにセンター長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの管理運営について総括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長の任期の末日は、当該センター長を指名する学長の任期の末日以前とする。
ただし、定年退職日が学長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。
- 5 前項ただし書きの場合、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 センター長は必要に応じて副センター長を置くことができるとし、副センター長は、センター長が指名する者をもって充てる。
- 7 前項の副センター長の任期は、センター長の任期を超えることができないものとする。

(教職員)

第6条 センターに、センター長のほか必要な教職員を置くことができる。

(センター運営会議)

第7条 センターに、M&D データ科学センター運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

2 運営会議は、センターの運営に関する重要な事項及び人事に関する事項その他第4条に掲げる業務を遂行するため必要な事項を審議する。

(構成員)

第8条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する教授
- (3) 学長が必要と認める者
- (4) その他センター長が必要と認める者

2 前項第3号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第4号に掲げる委員は、センター長が委嘱する。

(委員の任期等)

第9条 前条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長又はセンター長の任期の末日以前とする。

2 前条第1項第3号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第10条 運営会議に議長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。

(議事)

第11条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 運営会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、統合研究機構事務部で処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第32号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月28日規則第78号）

この規則は、令和3年7月28日から施行する。